

# 旅券等運送業務委託仕様書

## 1 委託する業務

旅券等の重要物品の運送業務

## 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 業務内容

滋賀県パスポートセンター（大津市におの浜一丁目1番20号 ピアザ淡海1階。以下「パスポートセンター」という。）から米原出張窓口（米原市下多良二丁目137 滋賀県立文化産業交流会館1階。以下「米原出張窓口」という。）までを毎週火曜日・水曜日・木曜日および日曜日（ただし、会館の休館日および祝日等を除く。）の指定した時間内に一往復し、次に掲げる物品を運送する。

なお、運送する物品の授受は、原則として下記に指定する時間内にパスポートセンターおよび米原出張窓口内において、パスポートセンター職員の立会の下に行うものとする。ただし、緊急時等で必要な場合は、下記時間によらず別途指定する時刻に物品の運送を行う。

- (1) 旅券
- (2) 旅券発給に関する申請書
- (3) 旅券発給申請時に提出された書類（戸籍謄本、写真等）
- (4) 旅券受理票
- (5) その他前各号に付随するもの

上記各号の物品は、ジュラルミン製トランク（横540mm×縦350mm×厚さ170mm）等4個以内に収納されたものである。

## 記

上記一往復に運送する物品の授受

<往路>

パスポートセンター（大津）事務室内で、午前8時30分にジュラルミン製トランク等物品の引き渡しを受け、午前10時00分までに米原出張窓口内に届ける。

<復路>

米原出張窓口内でジュラルミン製トランク等物品の引き渡しを受け、午前11時45分までにパスポートセンター（大津）事務室内へ届ける。

## 4 その他

- (1) 通行経路の指定はないが、高速道路等を通行した場合の料金は、受託者の負担とする。
- (2) 運送に当たっては、他の物品との混載は認めない。
- (3) 運送に当たっては、目的地へ直行することとし、目的地以外への立ち寄りとは認めない。
- (4) 運送に使用する車両は、軽貨物自動車以上のもので、荷台は密閉され、施錠のできるものとし、輸送中は必ず施錠すること。
- (5) 受託者は、運送に従事する職員のために受託者の負担により名札を準備し、物品授受の際の着用を徹底させること。